

## 介護職員等特定処遇改善実績報告書

事業所等情報

介護保険事業所番号(A)

開設(事業)者	フリガナ シヤカイフクシホウジン サンイクライフ 名称 社会福祉法人三育ライフ		
開設(事業)者の所在地	〒 203-0023 東京都東久留米市南沢5丁目18番36号		
	電話番号	042-467-1561	FAX番号 042-467-3040
事業所等の名称(B)	フリガナ 名称 別紙様式4(添付書類1)のとおり	提供するサービス(C)	
事業所の所在地(D)	〒		
	電話番号		FAX番号

※複数の事業所ごと一括して作成する場合は、事業所等の名称に「別紙様式4(添付書類1)のとおり」と記載すること。

① 算定した特定加算区分	特定加算 I	特定加算 II	
② 賃金改善実施期間(※終了期間は現行加算と同じにしてください。) 令和 元 年 12 月 ~ 令和 2 年 5 月			
⑤ 令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算総額	実績に含まれる事業所に応じて、様式4(添付書類1)の受給総額、様式4(添付書類2)のA欄の合計額又は様式4(添付書類3)のA欄の合計額を記入		6,389,180 円
i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金総額			397,903,872 円
⑥ ii) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得した月の前年度)の賃金総額			391,260,958 円
賃金改善所要額(i - ii)			6,642,914 円
※他の道府県等に所在する複数の事業所を一括して作成し、提出する場合は添付書類3を添付すること。			
経験・技能のある介護職員における平均賃金改善額((iii - iv)/v)			130,905 円
iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額			140,346,976 円
⑦ iv) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得した月の前年度)の賃金総額			135,896,184 円
v) 経験・技能のある介護職員の人数			34.0 人
そのうち、月額8万円の改善・又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者			14 人
他の介護職員における平均賃金改善額((vi - vii)/viii)			39,296 円
⑧ vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額			127,840,486 円
vii) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得した月の前年度)の賃金総額			126,233,240 円
viii) 他の介護職員の人数			40.9 人
その他の職種における平均賃金改善額((ix - x)/xi)			18,163 円
ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額			129,716,410 円
⑨ x) 加算を算定しない場合(初めて加算を取得した月の前年度)の賃金総額			129,131,534 円
xi) その他の職種の人数			32.2 人
そのうち、特定加算で賃金改善された人の中で最も高額な者の賃金			7,424,512 円
⑩ 賃金改善を行った賃金項目及び方法			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等))</li> <li>・賃金改善の実施時期や対象職員</li> <li>・一人当たりの平均賃金改善額</li> </ul> について、具体的に記載すること。なお⑦の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経験・能力のある介護職員」 常勤換算34名に対して、平均134,401円を令和元年12月の賞与に加算した。</li> <li>・「他の介護職員」 常勤換算40.9名に対して、平均41,128円を令和元年12月の賞与に加算した。</li> <li>・「その他の職種」 常勤換算32.2名に対して、平均20,222円を令和元年12月の賞与に加算した。</li> </ul> ※法定福利費(本計画書に示す賃金改善に係る増加分のみ)として、実態に応じて計上する。 「経験・能力のある介護職員」の基準設定は、介護福祉士を有する者であって、当法人において勤続年数5年以上に該当するかどうかで判断する。			

※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 2 年 8 月 28 日

(法人名) 社会福祉法人三育ライフ

(代表者職種・氏名) 理事長 東海林正樹

印